

**(1) 教員免許状更新講習実施委員会****① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

教員免許状更新講習実施委員会は、教員免許更新制における更新講習の実施に関することを目的として設置された。

**イ 組織の構成及び構成員等**

委員会は、①学長指名の副学長、②各専攻・コースから選出された教授又は准教授（講師及び助教を含む。）、③研究連携課長の計 18 人で構成されている。

**② 運営・活動の状況****ア 委員会等の開催状況**

令和 3 年度は、以下のとおり 4 回開催した。

- ・ 第 1 回 令和 3 年 4 月 12 日（月）
- ・ 第 2 回 令和 3 年 11 月 9 日（火）
- ・ 第 3 回 令和 3 年 12 月 15 日（水）
- ・ 第 4 回 令和 4 年 3 月 17 日（木）

**イ 審議された主な事項**

- i) 令和 3 年度教員免許状更新講習の実施
- ii) 令和 3 年度教員免許状更新講習実施状況
- iii) 令和 4 年度教員免許状更新講習の開設

**ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況**

- i) 令和 3 年度教員免許状更新講習の実施
- ii) 令和 4 年度教員免許状更新講習の開設計画の策定

**③ 優れた点及び今後の検討課題等****ア 優れた点**

令和 3 年度は、オンデマンド型のインターネット講習及び対面講習の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、インターネット講習のみ実施することが令和 3 年 5 月開催の危機管理対策本部において決定された。

オンデマンド型の講習コンテンツを制作し、7 月 15 日（木）から 8 月 22 日（日）までの間、23 講習（必修領域 2 講習、選択必修領域 5 講習及び選択領域 16 講習）を実施し、延べ 1,288 人が受講した。

令和 4 年度の講習開設について、令和 3 年 12 月開催の教員免許状更新講習実施委員会において検討し、次期通常国会で教員免許状更新制の発展的解消に係る法改正が認められた場合は、講習は実施しないこととし、法改正に至らなかった場合には、例年より時期を遅らせ、令和 3 年度と同様にオンデマンド型のインターネット講習を実施することとする方針を決定したが、令和 4 年 2 月 25 日付け文部科学省通知により、令和 4 年度の受講対象者が少なくなることが想定されることから、令和 4 年 3 月開催の教員免許状更新講習実施委員会において、令和 4 年度の講習については令和 3 年 12 月開催の教員免許状更新講習実施委員会の決定によらず、実施しないことが決定された。